

富士吉田市水道料金・下水道使用料 納入済通知書

富士吉田市水道料金・下水道使用料
納入通知書(納入書)[原符]

富士吉田市水道料金・下水道使用料 督促状兼領収証書

富士吉田
料金後納
郵便

下記のとおり納付してください。



納期限

お 客 様 番 号				
水 栓 番 号				
調 定 年 月				
お 支 払 金 額				
		円		
区 分	水 量	料 金	消費税	計
水 道	m	円	円	円
下水道	m	円	円	円

お支払金額

円

上記のとおり領収いたしました。
※受入小売業者（コンビニエンスストア）は、富士吉田市に代わり水道料金・下水道使用料を代理受領しております。
※金額を訂正したもの及び領収日付印のないものは無効です。
※5年間保存してください。

収納代行会社 CNS

収入印紙不要 (お客様控)

富士吉田市水道料金・下水道使用料 請求のお知らせ
※この納付書は、コンビニ等で納付ができます。

お客様番号		調定年月	
-------	--	------	--

発行日

富士吉田市役所

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号

TEL 0555-22-1111 FAX 0555-22-1327

都市基盤部上下水道管理課

万一、このハガキが湿っている場合は、十分に乾かしてから裏面より開封し、中をご覧ください。



お客様番号		水栓番号	
お 支 払 金 額	円		
区 分	水 道	下水道	
水 量	m	m	
料 金	円	円	
消費税	円	円	
計	円	円	

C V S等収納用



(ご注意) ①金額を訂正したもの、②バーコードがないもの、③バーコードが読み取れないものは、コンビニエンスストア等では納付できません。

発行日

納期限

上記金額が納期限を過ぎておりますので督促します。

富士吉田市水道企業出納員

お 客 様 番 号	
水 栓 番 号	
調 定 年 月	
お 支 払 金 額	
	円

切り取らないでください。

切り取らないでください。

発行日

納期限

領収日付印



(金融機関・コンビニ店舗控)

収納代行会社 CNS

(富士吉田市・コンビニ本部控)

●ご注意

期限内に納付されないときは、富士吉田市給水条例第43条により給水を停止することがあります。同様に、下水道使用料につき、期限内に納付されない場合は、富士吉田市公共下水道使用料条例第6条及び富士吉田市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規程により滞納処分を実施することがあります。

本状の到着前にすでに納付済の場合は、本状は無効ですので、ご了承ください。

この督促状について不明の点がございましたら、富士吉田市都市基盤部上下水道管理課までご連絡ください。

〈支払方法〉

この通知書を持参のうえ、納期限までに次の取扱い窓口でお支払いください。

お問い合わせ先

富士吉田市役所

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号
TEL 0555-22-1111 / FAX 0555-22-1327
都市基盤部上下水道管理課

郵便はがき

〈支払方法〉

この通知書を持参のうえ、納期限までに次の取扱い窓口でお支払いください。

○金融機関の本店及び各支店（所）

山梨中央銀行	都留信用組合
山梨県民信用組合	中央労働金庫
山梨信用金庫	クレイン農業協同組合

○コンビニエンスストア ※1

MMK設置店	くらしハウス
スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブン-イレブン
タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア
ハマナスクラブ	ファミリーマート
ポプラ	ミニストップ
ヤマザキデイリーストア	
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
ローソン	ローソンストア100

○スマートフォンアプリ ※1

PayPay d払い au PAY LINE Pay J-Coin Pay

※1 バーコードの印刷がされていないものはお支払いできません。

・振込による支払いについて
口座振込みによる支払いを希望される場合は、下記口座に振込みください。
なお、振込む際には納入通知書の表面に記載されているお客様番号を振込用紙にご記入ください。振込手数料については、お客様のご負担となります。

【振込先】

金融機関 山梨中央銀行 吉田支店
口座種別 普通預金
口座番号 24335
口座名 富士吉田市水道事業会計

開け方



矢印よりゆっくりはがして中をご覧ください。
反対面にも案内があります。同様に右下より開けて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。